

平成31年度税制改正大綱より

～教育資金の一括贈与非課税措置の延長及び見直しについて～

昨年末に発表された平成31年度税制改正大綱に記載された内容のうち、『教育資金の一括贈与非課税制度』について解説します。なお、平成31年度の税制改正大綱の内容は、平成31年2月5日に上程されており、3月末までに可決承認される見通しです。

1. 現行制度の概要

『教育資金の一括贈与非課税制度』とは、30歳未満の子や孫に対して、教育資金の支払に充てるため、教育資金管理契約に基づき直系尊属がその受贈者名義の金融機関の口座等に資金を一括して拠出した場合において、一定の要件を満たすときは、受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に対して支出する金銭については500万円を限度とする)を非課税とする制度です。主な内容は次のとおりです。

要件	内容
特例対象期間	平成25年4月1日～ 平成31年3月31日
受贈者	30歳未満の子や孫等
贈与者	受贈者の直系尊属
金銭等の拠出先となる金融機関	信託会社(信託銀行を含む)、銀行及び金融商品取引業者
対象となる資金	①学校等に対して直接支払われる金銭 ②学校等以外の者(学習塾、スポーツ及びピアノ等の習い事)に対して直接支払われる金銭
非課税枠	受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に対して支払われる金銭については500万円を限度とする)
教育資金管理契約の終了	① 受贈者が30歳に達した場合 ②信託財産等の価額が零となった場合において合意があった場合 ③受贈者が死亡した場合
終了時の課税 (①又は②の事由の場合)	非課税拠出額の残額については、これらの事由が生じた日の属する年の贈与税が受贈者に課税される
終了時の課税(③の事由の場合)	非課税拠出額の残額については、贈与税は課税されない
契約終了時までに 贈与者が死亡した場合の課税	贈与者の相続開始時点における非課税拠出額の残額については、生前贈与加算の対象とならないため、相続税の課税対象とならない

2. 改正内容

税制改正大綱に記載された改正項目及び内容は、次のとおりです。

(1) **特例対象期間の延長**：適用期限を2年(平成33年3月31日まで)延長する。

(2) **受贈者の所得制限**

この制度の受贈者は、金融資産の多い親や祖父母をもつ子や孫が多く、格差の拡大になること等から、信託等する日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、適用を受けることができない。

※平成31年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用される。

(3) **教育資金の範囲**

支払時点における受贈者の年齢が23歳以上の者である場合には、学校等以外の者に支払われる金銭で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練費の受講費以外の用途については、適用範囲から外れる。

※平成31年7月1日以後に支払われる教育資金について適用される。

(4) **契約終了日までに贈与者が死亡した場合**

信託契約期間終了までの間に贈与者が死亡した場合においても、相続時点の管理残額は相続税の課税対象とはならなかった。この点を利用した相続対策が問題視されたため、改正案では、死亡前3年以内に信託等された部分のうち死亡日の管理残額に対応する部分については、相続財産に含まれることになりました。

ただし、贈与者の死亡時に、**受贈者が次の①～③に該当する場合は含まれない。**

① 23歳未満 ② 学校等に在学している ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している

※平成31年4月1日以後の贈与者が死亡した場合について適用される。

(5) **信託終了事由**

現行制度では、教育資金の制度の終了事由の1つとして、「受贈者が30歳に達した日」というものがありますが、改正案では、30歳時点で上記(4)②及び③のいずれかに該当する場合には、契約が終了せず、1年を通して上記(4)②及び③に該当する期間がない年の12月31日又は受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了する。

※平成31年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合に適用される。

(担当：吉留 佑)